

令和 9 年度 仕様書（案）（別紙）
「4 業務内容（1）高橋乗船場の管理運営業務」

1 業務日及び業務期間

(1) 使用申請受付業務・連絡業務等

① 業務日

令和 9 年 6 月 1 日～令和 9 年 1 1 月 3 0 日

※土日祝日を除く

② 業務時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 乗船場管理運営業務

乗船場の管理運営については、下記の業務日時により行うものとする。

業務日時

令和 9 年 6 月 1 日～令和 9 年 1 1 月 3 0 日

午前 8 時から午後 8 時まで

(3) 休場日と業務時間の変更

定める業務日、業務時間を変更する場合は事前に区と受託者が協議のうえ対応するものとする。また、その場合の業務委託料は区と受託者が別途協議のうえ処理する。

2 乗船場開設時間

開設時間

令和 9 年 6 月 1 日～令和 9 年 1 1 月 3 0 日

午前 8 時から午後 8 時まで

3 基本事項

(1) 一般事項

- ① 利用者への親切・丁寧な応対を心がけるとともに、常に利用者の安全確保及び事故防止に努め、安心安全な施設運営を行うこと。また、業務委託時間内において地震等の災害及び事故が発生した時には、施設の状況を確認し、区に報告するとともに、利用者の安全確保と保護に努めること。
- ② 業務上必要な知識・経験を有する人材を配置した管理体制により、適切かつ円滑な業務の遂行に努めること。また、危機に際して迅速かつ的確に対応するため、緊急時及び災害発生時の体制・対応をあらかじめ策定し、施設内外の安全確保、事故等の未然防止を図ること。
- ③ 受託者は、研修等を通じて業務従事者の資質向上を図り、乗船場が適正に利用されるよう、業務従事者の指導・指揮・監督を行うこと。また、業務従事者は、公共施設を管理する者（従事者）と判別できる服装（名札・帽子・腕章等いずれか）により業務を行うこと。

- ④ 業務に必要な消耗品は、受託者の費用で調達すること。

(2) 業務一般

- ① 電話での問い合わせ、陳情・苦情については適切に対応し、内容及び処理結果を日報に記録すること。また、緊急を要するものについては、速やかに区に報告すること。
- ② 利用者への注意事項、施設の案内、本施設の利用方法、料金体系（実証実験期間中は無償）等の情報を受付及び見やすい場所に掲示し、乗船場におけるマナー若しくは注意事項等の周知を行い、利用者や近隣住民に迷惑の及ばないように努めること。
- ③ 遺失物の管理を適切に行い、持ち主への返還に努めること。また、貴重品及び現金については受託者が保管し、帳簿を整理し、所管警察署へ届けること。
- ④ 船舶及び乗降客に事故等異常事態が発生したときは、状況に応じて措置を手伝うなど協力を惜しまないこと。また、速やかに区に報告し指示を受けること。

4 業務内容

(1) 使用申請等受付業務

受託者は、区と協議した所定の場所に受付を置き、常に適切な人員配置を行い、利用者が快適に利用できるよう、迅速かつ的確な対応に努め、次により申請の受理・確認に関する業務を行う。

- ① 使用予約は、先着順に受付し、受託者で管理する使用予約簿等により記録する。なお、使用受付（予約を含む）は使用日の属する月の2ヶ月前の1日から使用日の5日前までとする。
- ② 使用変更・取消は、使用日の3日前までに受付処理する。

(2) 乗船場管理運営業務

- ① 受託者で管理する乗船場使用予約簿の内容を確認し、当日の巡回経路、巡回時間を確定すること。
- ② 日没後に乗船場の使用がある場合、照明を点灯させること。
- ③ 悪天候など必要に応じ、従事者と使用者間で当日の確認及び打合せを行うこと（交代で従事に当たる場合は、使用者への連絡漏れを防止するため、その度ごとに必ず従事者間で引継ぎを行うこと）。
- ④ 乗船場使用予定時間前（おおむね20分を目安とする）から乗船場に待機し、施設点検や清掃を実施し、乗降準備を整える。また、乗降客が乗船場に立ち入らないよう、出入口で監視を行い、利用者の安全管理に努め、適切な指導を行うこと。なお、異常を発見した際や、施設内の不法投棄物を発見した際は、直ちに区に連絡するとともに、立ち入り禁止や一時撤去等、直ちに安全対策を講じ、必要に応じて使用予定者への連絡・周知を行うこと。
- ⑤ 船舶が接岸し、安全が確認された後、門扉を開錠し、乗降客のみを案内し、乗降を行う。出航後は、安全確認を行って門扉を施錠する。また、混雑時には場内整理に努めること。なお、停泊時間は20分間を原則とする。
- ⑥ 船舶が接岸したときは、使用者に対して、乗船場使用の予約確認を行うこと。使用内容

が予約内容と異なる場合には、受付業務者に連絡し、原則として使用を認めないこと。

⑦ 乗船場運營業務が終了した時は、乗船場の施錠等安全確認を行うこと。

⑧ 受託者は、法令等により制限又は禁止されている行為や、乗船場使用者、近隣住民等の第三者に迷惑となる行為を発見したときは、注意喚起するとともに、区に報告し指示を受けること。また、必要に応じて関係官公署に通報すること。

(3) 実績報告

① 受託者は、月毎に使用実績表を作成し、翌月 10 日までに区へ提出すること。

② 記載内容は、区と協議の上決定する。